

協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ東京支部からのお知らせ

協会けんぽTimes



令和6年 5月号

●職場の皆様で回覧をお願いします



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

登録は簡単

職場の健康保険委員を募集しています！

健康保険委員は、健康保険に関する情報発信や相談対応等、事業所の皆さまと協会けんぽをつなぐパイプ役を担っています。登録いただくと、協会けんぽからの特典が受けられます。

登録方法

協会けんぽホームページ上の「健康保険委員お届け用紙」を記入の上、FAXまたは郵送にてお送りいただくだけで、簡単に登録することができます。

事業所の健康保険事務担当者さまや事業主さまなど様々な方がご登録中です。登録に費用はかかりません。

登録・変更の
お届け方法▶



4つの登録特典

1 健康保険委員専用サイト **NEW**

「協会けんぽ東京パートナーズサイト」

協会けんぽの事業に関する
情報を随時お知らせします。



2 ヘルスケアサポート

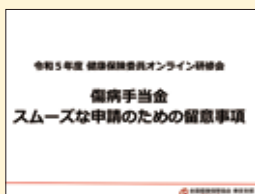
(スポーツクラブの優待利用等)

スポーツクラブの法人契約サービスにより、施設利用料の割引が受けられます。被保険者(ご本人)だけでなく、被扶養者(ご家族)も割引対象です。



3 研修会へ 無料ご招待

委員の皆さまより要望が多い
テーマについて研修会を開催
します。(参加は任意です)



4 協会けんぽ GUIDE BOOKを お届け

健康保険制度や申請書記入方法等を
まとめた冊子をお配りします。



健康保険委員
についての
よくある
お問い合わせ

Q 健康保険委員は何ををするのですか？

A 協会けんぽからのお知らせなどを事業所内に周知する広報活動のお手伝いや、従業員の皆さまからの健康保険の手続きに関する相談窓口といった役割を担っていただきます。日々の業務に支障のない範囲でご協力をお願いします。



Q 登録対象は？

A 協会けんぽ東京支部に加入している被保険者の方が対象です。同一の事業所で複数名の登録も可能です。

Q スポーツクラブの優待利用方法は？

A 初回利用の際、登録完了後にお送りする「健康保険委員登録証明書」とお持ちの保険証を施設に提示いただくと法人価格でご利用いただけます。

業務上や通勤途上の病気やケガに健康保険は使用できません!

業務上や通勤途上の災害などが原因の病気やケガについては、原則として労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。

業務上・通勤途上

労災保険

業務外

健康保険

Q ケガをしたのですが労災に該当しますか?

A 労災であるかどうかの判断は事業所所在地を管轄する「労働基準監督署」が行います。労働基準監督署にお問い合わせください。

Q 労災保険の対象は?

A 日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態に関わらず、原則としてすべての労働者が対象となります。

Q 労災保険の手続きが面倒なので健康保険を使ってもいいですか?

A 労災保険と健康保険は任意で選択できるものではありません。労災に該当する場合は、必ず労災保険が優先されます。労災保険の手続きが面倒だからといった理由で健康保険を使用することはできません。



はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象となります。なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。

はり・きゅうで健康保険が使えるケース

以下の①及び②を満たす場合に健康保険の対象となります。

① 健康保険の対象となる傷病であること

神経痛

リウマチ

頸腕症候群

五十肩

腰痛症

頸椎捻挫後遺症

② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること

慢性病であって、医師による適当な治療手段がなく、医学的な見地からはり・きゅうの施術を受けることに医師が同意した場合に限ります。

※医療機関で同じ傷病の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても健康保険の対象となりません。

あんま・マッサージで健康保険が使えるケース

●医師があんま・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、医療上あんま・マッサージが必要と医師が同意した場合に限ります。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。

健康保険で施術を受ける際の注意事項

- 定期的に医師の同意が必要です。
※初回の施術及び施術期間が6ヵ月(変形徒手矯正術は1ヵ月)を超える場合は、再度医師の同意が必要です。
- 療養費支給申請書は必ず施術内容を確認したうえで、申請書の代理人欄に署名をしてください。
- 領収証は必ず受け取りましょう。

詳細は
協会けんぽ
ホームページを
ご覧ください



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

発行元

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

●電話でお問い合わせの際は、お手元に保険証(記号・番号)をご準備ください
●協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください

協会けんぽTimesの最新号は
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます
毎月20日頃更新中!

令和6年5月号

